

指名基準の運用基準（工事）

指名基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 競争参加資格停止等事務処理要領（以下「資格停止要領」）に基づく競争参加資格停止期間中であること。</p> <p>(2) 支社または事務所（以下「支社等」）の発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続しているため請負者として不相当であると認められること。</p> <p>① 工事の請負契約書に基づく工事の関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、使用資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ競争参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 審査基準日以降における履行成績	<p>(1) 請負工事等成績評定要領に定める工事等の成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して65点未満である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して90点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事等の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
4 当該工事等に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事等の状況	<p>当該地域における工事等の手持ち状況からみて当該工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該工事等における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事等と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事等の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事等を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 資格停止要領に基づく競争参加資格停止期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 支社等の発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
9 関連する業務への関与に関する条件	<p>以下の事項に該当する者は指名しないこと。</p> <p>(1) 当該工事の設計業務等の請負人</p> <p>(2) 監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人として発注に関与した者。また、現に請負人である者。</p>

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

指名基準の運用基準（調査等）

指名基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 競争参加資格停止等事務処理要領（以下「資格停止要領」）に基づく競争参加資格停止期間中であること。</p> <p>(2) 支社または事務所（以下「支社等」）の発注調査等に係る契約に関し、秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ競争参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 審査基準日以降における業務成績	<p>(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 手持業務の状況	<p>業務の手持ち状況からみて、当該業務を遂行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 当該業務における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該業務の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p> <p>(4) 【契約制限価格が5000万円未満となる指名競争入札方式の場合に適用】当該地域における地域特性に精通し、当該調査等を確実かつ円滑に遂行できる体制が確保できること。</p> <p>(5) 当該業務の内容に応じ、必要と認められる有資格職員が確保できると認められること。</p> <p>(6) 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式の場合においては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況及び配置予定の技術者が適正であること。</p>
6 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 資格停止要領に基づく競争参加停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p>
7 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に対する厚生労働省からの通報が支社等の長に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
8 関連する業務への関与に関する条件	<p>以下の事項に該当する者は指名しないこと。</p> <p>(1) 監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の請負人として発注に関与した者。また、現に請負人である者。</p>

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

別紙 2-3（指名基準の運用基準（物品等））

指名基準の運用基準（物品等）

指名基準の留意事項

1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 物品等の取引停止措置要領（以下「取引停止要領」）に基づく取引停止期間中であること。</p> <p>(2) 支社または事務所（以下「支社等」）の発注の購買等に係る契約に関し、秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。</p>
3 当該業務における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該購買等の同種業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該購買等の遂行に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該購買等の作業条件と同等と認められる作業条件の業務について実績があること。</p>
4 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 取引停止要領に基づく取引停止期間中である場合は指名しないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p>
5 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に対する厚生労働省からの通報が支社等の長に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと。</p> <p>(2) 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
6 当該工事等に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での業務実績等からみて、当該地域における購買等の業務又は施工特性に精通し、購買等の規模等に応じて当該購買等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

（注）審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。